

2020年10月7日改訂

児童育成協会

企業主導型保育事業

(運営費及び施設利用給付費) 助成決定事業者 様

2020年度 企業主導型保育事業(運営費及び施設利用給付費) 事業変更申請及び定員・賃借料加算変更申請のご案内について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年度企業主導型保育事業(運営費及び施設利用給付費)助成決定を受けている事業者を対象に、事業変更申請及び定員・賃借料加算変更申請の受付を下記のとおり実施いたします。申請にあたっては、下記の内容をご確認いただき円滑な事務手続きについてご協力をお願いいたします。

記

1、事業変更申請

「事業変更申請」は、前年度と事業内容の変更を行う場合に行います。この申請を行うことで加 算項目の変更等が可能です。原則として以下の期間内に一度に限り申請可能なお手続きとなる ため、計画的な施設運営をお願いいたします。

①対象事業者 2019年度企業主導型保育事業(運営費及び施設利用給付費)助成 決定事業者のうち、2020年度より保育施設の事業内容を変更して 運営する事業者

②申請期間 2020年6月8日(月)~9月30日(水)

③申請方法 別紙1「事業変更申請の手続き」参照

④昨年度からの変更点

・まず始めに、電子申請システムの備考欄に変更希望箇所を記載の上、一度ご申請をお願いいたします。(今年度は、事業変更申請の作成ボタンをクリックすると、備考欄以外全てロックがかかった状態で画面が表示されます。)いただいた備考欄の内容を当協会で確認し、該当箇所のロックを解除してお戻しいたしますので、変更内容を入力した後に再度ご申請ください。

「備考欄記載例〕

変更希望は、下記の2ヶ所です。

・延長保育加算の追加 ・病児保育加算の追加 病児対応型 (添付書類あり)



⑤留意事項

- ・「事業変更申請」は、2019年度にご申請いただいた事業内容に以下 の変更がある場合に行う手続きです。加算項目等の変更の他にも既存の 入力内容に変更がある場合には、併せて最新の情報にご修正ください。
- ・「週開所日数」及び「開所時間」の変更は、月次報告でも変更が可能 ですが、その場合は毎月修正を行う必要があります。
- ※総定員の増員及び賃借料加算(月額)の変更につきましては、定員・賃 借料加算変更申請をご申請ください。

【手続きが必要な変更内容】…提出書類は「運営費主要提出書類チェックリスト」参照

- ・企業規模判定(大企業/中小企業) ・運営方法(自主運営/業務委託)
- ・食事の提供方法(自園調理/外部搬入)・開所時間*
 - ・週開所日数*

- · 延長保育加算 · 夜間保育加算
- · 非正規労働者受入推進加算
- ・病児保育加算 ・預かりサービス加算
- ·連携推進加算 ·保育補助者雇上強化加算 ·防犯·安全対策強化加算**
- ・処遇改善加算 ・運営支援システム導入加算**
- *開所時間・週開所日数は、月次報告でも変更可能です。
- **防犯・安全対策強化加算及び運営支援システム導入加算は、年度・完了 報告での申請も可能です。

<申請の流れ>

当協会 当協会 事業者 事業者 変更希望箇所を 変更内容を入力し 変更希望箇所のロック 備考欄に入力し 審査 承認 を解除してお戻し 再度申請 て申請

※病児保育加算や預かりサービス加算(一般型)の追加等であって、建物の図面に変更及び工事 の必要がある場合は下記の通り

事業者 当協会 当協会 事業者 審查 変更希望箇所を 変更内容を入力 図面審査完了 工 備考欄に入力して申請 自治体へ変更届を提出し、 審査 承認 変更希望箇所のロッ (変更予定の図面・理 事 写しを添付して再申請 クを解除してお戻し 由書を添付)

2、定員・賃借料加算変更申請 (総定員数及び賃借料加算の変更)

「定員変更申請」のうち総定員数の変更申請は、恒常的な保育需要の変化により、企業主導 型保育施設の定員の見直しが必要となった場合に職員配置及び設備基準が満たされているこ とを条件に増員を行うことが可能です。なお、一度増やした定員を減らすことはできません ので、事業計画を立ててご申請いただくようにお願いいたします。特に、定員19人以下か ら20人以上に変更する場合は、設備基準等が変わります。要綱及び関係法令をご確認くだ さい。また、事業類型3(空き定員)は、施設の空き定員部分の活用が前提であることか ら、原則として定員増の承認は行っていません。賃借料加算の変更申請は、総定員数の変更 に伴うものや、新たに賃借を行う等の場合に申請が可能です。



①対象事業者 2020年度より保育施設の総定員数及び賃借料加算を変更する事業者

②申請期間 2020年6月8日(月) \sim **2020年11月30日(月)**

③申請方法 別紙2「定員・賃借料加算変更申請の手続き」参照

④昨年度からの変更点

- ・申請は2段階で行います。初回申請は変更予定の建物の図面をご添付いた だき、図面審査が完了しましたら自治体へ変更届をご提出ください。変更届 の写しを添付して再申請を行っていただき、審査を経て定員・賃借料加算変 更申請が承認されます。総定員数の変更を行う場合は承認後、実際に児童の 預かりを開始することが可能となります。
- ・7月末までに定員を変更される保育施設につきましては、総定員の変更申請 とは別に下記メールアドレスにご連絡ください。なお、その場合にも保育室 等各部屋の面積基準や職員配置基準等を満たしていることが前提となります。

メールアドレス: shinsa@kodomono-shiro.jp

【件名】定員変更申請を希望

工

·設置法人名 ·保育施設名 ·変更希望年月日

⑤留意事項

- ・総定員の範囲内であれば年齢区分別の定員変更の手続きは不要です。
- ・申請から承認(却下)までの標準事務処理期間として、「各月10日までに申請」した場合は申請月の翌月末を想定しています。ただし、申請内容によっては時間がかかることもございますので、ご了承ください。

<申請の流れ>

11月30日まで 変更予定の図 面・理由書を

添付して申請

事業者

審査 図面審査 完了

当協会

自治体へ変更届を 提出し、写しを添 付して再申請 事業者

審査

HÉ

承認

増員した児 童の預かり

開始

当協会

●「事業変更申請」及び「定員・賃借料加算変更申請」承認後、「月次報告再申請」のお手続きが必要です。「事業変更申請」及び「定員・賃借料加算変更申請」が承認されるまでは「月次報告」では、加算事業の変更分や増加定員分が算定上、反映されません。「月次報告再申請」は承認後に遡及して助成を受ける際に必須の手続きとなっておりますので、必ず行っていただくようにお願いいたします。月次報告再申請の詳細については、追ってご案内いたします。

以上

【お問い合わせ】

公益財団法人児童育成協会 企業主導型保育事業本部 審査部

電話 03-5357-1139 $(9:45\sim17:15)$

お問い合わせフォーム https://www.kigyounaihoiku.jp/contact



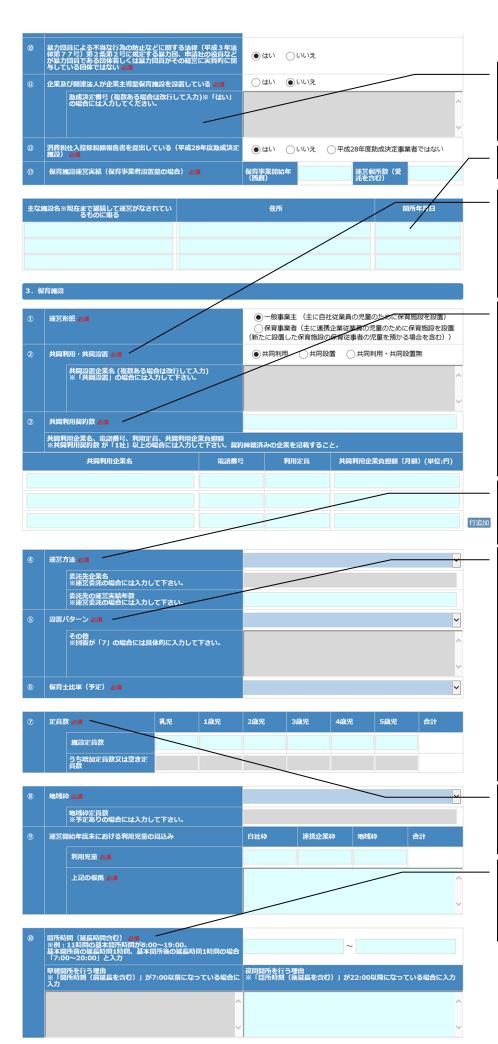
(別紙1) 事業変更申請の手続き

(別級エ) 事未及欠中間の子脱る











各施設に割り振られた「直近の助成決 定番号」を入力(運営費・整備費を問 いません)

受託の場合は受託年月日

「共同設置」は、共同で出資して施設を設置し運営することを指す(共同設置契約を締結した事業者名をご記載ください。契約書の添付をお願いします)

「共同利用」は、連携企業を募り、共 同で保育施設を利用することを指す (共同利用企業は、共同利用契約を締 結(仮契約・覚書含)した分のみご記 載ください。契約書等の添付をお願い します)

※契約に至っていない場合でも上段② で「共同利用」の選択は可能

『自主運営』『業務委託』 どちらか一方を選択

『駅等近接型』

『住宅地型』

『工業団地·商業団地型』

『大型施設型』

『病院・介護施設・学校内設置型』

『事業所内設置型』

『その他』

いずれか1つを選択

児童福祉法第59条の2第1項(以降設置届)または第2項(以降変更届)に基づき 都道府県に届け出た書類と一致させる。

基本開所時間が8:00~19:00で、前後1時間の延長保育を行っている場合は「7:00~20:00」(企業や地域のニーズをとらえ、運営可能な時間を設定してください)





設置届(変更届)の開所時間内で11 時間、または13時間開所になるよう 入力。11時間未満開所の場合は、実 際の開所時間を入力

設置届(変更届)と一致させる(週7 日開所の場合は年中無休の運営とな り、年末年始を含む祝日も開所する必 要があります。企業や地域のニーズを とらえ、実質運営可能な曜日を設定し てください)

【定員20人以上の場合は以下2点を確認】 ・ほふくをする0,1歳児が1人もいない場合

- 0.1歳児全員がほふくに移行した場合
- 【定員19人以下の場合は以下を確認】
- ・2歳児未満の受け入れ上限

「2歳児以上の児童を保育する部屋」 という意(2歳児以上を預かる際の床 面積の計算に該当する部分です)

児童の静養または隔離の機能を持つ観 察室または安静室を指す

「各保育室とは別に設置する部屋」と いう意(床面積は定員数の上限に反映 されません)

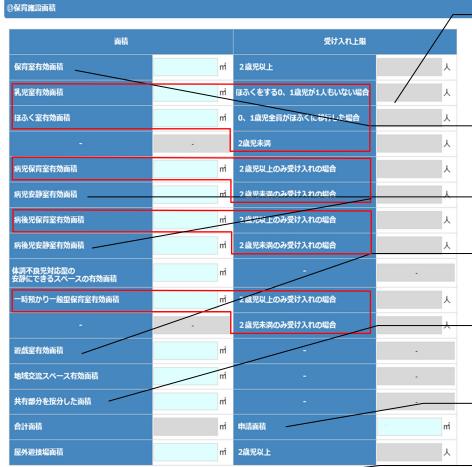
複合施設などの廊下などの共有部分を 按分した場合の床面積(併せて按分根 拠となる計算式をご添付ください)

保育施設の専有となる部分を指す 「建築関連資料集」を参考に入力

満2歳以下の児童の食事の外部搬入 は、①及び②を満たすことが必要

①搬入事業者:設置事業者、または関 連事業者(資本関係がある等)

②調理場所:企業主導型保育施設、小 規模保育事業を実施する施設、事業所 内保育事業を実施する施設、社会福祉 施設または医療機関等。それが難しい 場合には学校給食法第3条第2項に規定 する義務教育諸学校又は同法第6条に 規定する共同調理場



食事の提供方法必須

搬入元の名称※外部搬入の場合には入力して下さい。

搬入元の電話番号※外部搬入の場合には入力して下さい。

搬入元との関係※外部搬入の場合には入力して下さい。

搬入元の種別※外部搬入の場合には入力して下さい。





現在までの状況や今後の予定をご入力ください。

●行う ○行わない
●行う ○行わない
^

様式第1-1号の支出欄合計が自動入 力される

様式第1-2号の情報をもとに自動計 算される

<様式第1-1号>企業主導型保育事業(運営費)収支予算書

(D)選定額(単位:円) ※(A), (B), (C)のうち最も低い額

(A)総事業費(単位:円)

(C)基準額(単位:円)

(B)対象経費の実支出(予定)額(単位:円)

収入(単位:円)	支出(単位:円)	
企業主導型保育事業助成金収入	-	
*	*	
*	*	
-		
슴 화	숨 計	

様式第1-2号入力後、支出項目入力を行った後に収支の合計を一致させる (一致しない場合は『収入欄』の「収入超過調整」「企業自己負担相当分」 にて調整してください)

行追加

一時保存

<様式第1-2号>企業主導型保育事業(運営費)算定額(見込)調書

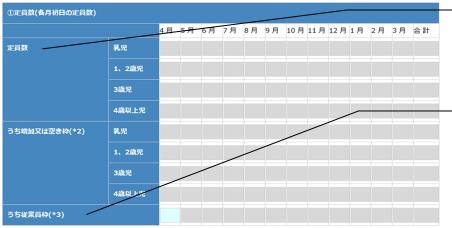




[「O歳児数/3人(小数点2桁以下切り捨て、以下同じ)」+「1・2歳児数/6人」+「3歳児数/20人」+「4歳以上児数/30人」+1人](小数点1桁四捨五入)で計算

※毎月の月次報告等では児童数から自動計算される

|※基本分の保育従事者のみで計算する



定員の変更が必要な場合は、「定員変 更申請(原則定員増のみ)」を行って ください。(遡及変更も可能です)

従業員枠(自社+共同利用)を入力してください。

※定員数の50%以上とする必要があります。

(*2)助成要領第1の1.(2)又は(3)により実施する場合に、その増加定員数又は空き定員数を記載すること。

(*3)定員のうち、従業員枠に該当する定員数を記載すること。



企業主導型保育事業助成要領第1の2 の(2)の②のアイウの合計人数を 入力(3月までの見込みの人数を入力 してください)

	基 助成要领	本分単価 〔(別表1)		利用者(連視当額 たり月級			補助? (基本分里	頌(1人当) 価 — 利用	たり月額) 者負担相	当額)	
乳児												
1、2歳児												
3歳児												
4歳以上児										_		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月
乳児												
1、2歳児												
3歳児												
4歳以上児												
合計(月)(単位:円)												

在籍児童数のうち、従業員枠を利用している児童の人数をご入力ください。

基本分1ヶ月分(単位:円)

(以下は、該当がある場合にチェック図して記載)



2 2 . 延長保育加算 加算額	9	
実施月数 ※「基本事業実施月数≥実施月数」に 入力制限されます。	延長時間数(*5)	平均対象児童数(*6) ※「対象定員数≥ 平均対象児童数」に 入力制限されます。
	基本開所時間前	基本開所時間前
	基本開所時間後	基本開所時間後

(*5)「延長保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第10号)」4(1)④イに基づく延長保育時間を記載すること(例:1時間延長の場合は「1:00」と記載)。

(*6)「延長保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第10号)」4(1)④イに基づく平均対象児童数を記載すること。

具体的な計画に基づき加算申請する (年度途中の加算事業の追加はできま せん)

※防犯・安全対策強化加算・運営支援 システム導入加算は除く

▼ 3. 夜間保育加算 加算額	
※午前中の保育需要よりも午後10時までの夜間の保育需要が高い保育施設が対象となる。 対象児童数 ※①定員数から自動入力されます。 553歳未満児	
開所時間(開始時刻)から自動入力されます。)	
仮職のための設備 ● 有 ○ 無	
その他夜間保育に必要な設 (・ 偏品	
設備、備品名称	
☑ 4. 非正規労働者受入推進加算 加算額	
定員総数	
入所児童数(各月初日の平均)	
非正規労働者受入推進枠 (※「定員総数 ≥ 非正規労働者受入推進枠」に入力制限されます。)	
☑ 5. 病児保育加算 加算額	
▼ 有児対応型加算	週40時間以上になるように設定
①	資格証の添付が必要(事業開始が申請
実施月数 利用児童数 戦闘記器 期所時間 関所日数 月数」に入力制限されます。 (年間遅べ) 看護師等 保育士 ペー	時より先の場合、実施月の月次報告までには各資格証明書のご添付をお願い します)
☑ 病後児対応型加算	週40時間以上になるように設定
② 病後児対応型 実施月数 ※「基本事業実施月数≥実施 月数」に入力刺酬されます。 利用児童数 (年間延べ) 看護師等 保育士 同所日数	資格証の添付が必要(事業開始が申請 時より先の場合、実施月の月次報告ま でには各資格証明書のご添付をお願い します)
☑ 体调不良児対応型加賀	週40時間以上になるように設定
③ 体調不良児対応型 実施月数 ※ [基本事業実施月設と実施 月数] に入力制限と11ます。 (年間述べ) 看護師等 保育士 関所時間 関所日数	資格証の添付が必要(事業開始が申請 時より先の場合、実施月の月次報告ま でには各資格証明書のご添付をお願い

します)







☑ 11. 処遇改善加算 加算額

▼ 処遇改善加算 I

保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくために、実施要綱別紙2に基づく人 件費の加算(処遇改善等加算I)の認定申請を行います。

■ キャリアバス要件の届出(処遇改善加算Iの認定申請を行わない場合) 実施期間 賃金改善計画 ① 加算基準額 ② 賃金改善額 (千円未満切り捨て) ③ 選定額 手当の名称を入力 賃金改善計画 □ 基本給 「その他」を選択した場合に具体的な □ 手当 処遇改善方法を入力 賃金改善方法 (処遇改善加算Ⅱを除く) □ 賞与(一時金) 実施期間 における □ その他 月額に換算した場合の金額をご入力く 次の事項 ださい(処遇改善加算Iに限り、実際 処遇改善対象職員数 のお支払いは毎月のお支払いでなくて 1人あたりの賃金改善額(平均) も構いません)

☑ 処遇改善加算II

保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくために、実施要綱別紙3に基づく技 能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算(処遇改善等加算Ⅱ)の認定申請を行います。

要件確認 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等について、発令や職務命令が行われている。 賃金改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に決まって毎月支払われる手当により行われている。 職員の職位・職責又は職務内容に応じた勤務条件等の要件(賃金に関するものを含む)及びこれに応じた賃金体系を定め、全ての職員に周知している。 処遇改善の具体的内容について賃金改善計画書を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行っている。

実施期間

賃金改善計画

① 副主任保育士等に係る加算基準額	
② 副主任保育士等に係る賃金改善額(千円未満切り捨て)	
③ 職務分野別リーダー等に係る加算基準額	
職務分野別リーダー等に係る賃金改善額(千円未満切り捨て)	
⑤ 選定額 ※①、②のいずれか低い額と③、④のいずれか低い額の合計	

賃金改善計画



手当の名称を入力

手当の名称を入力



☑ 12. 運営支援システム導入加算 加算額 見積額 ※見積書(写)など、金額が分かる資料を添付すること。 単価 金額 品目 数量 消費税率 見積書(写)など金額が分かる資料の 8% 0 10% 他、保育業務支援システム等導入実施 8% 0 10% 計画書も添付してください。 8% () 10% 行追加 消費稅(8%) 消費稅(10%) 合計 「運営費・施設利用給付費主要提出書 加算分合計(単位:円) 類チェックリスト」にて必要書類を確 認すること(添付書類名は手入力も可 【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。 能です) アップロード 添付書類名 ▋ ファイル選択... ひァイル選択... プアイル選択... 変更希望箇所を入力してください。 [備考欄記載例] 【添付書類】 変更希望は、下記の2ヶ所です。 必要な添付書類については、「平成30年度企業主導型保育事業の新規募集について(ご案内)」の添付の「運営費提出書類チェックリスト」をご参 ・延長保育加算の追加 照ください。 ・病児対応型追加のため、平面図・ 保育士証・看護師証を添付 備考(3,000文字以内) 上記の他、申請に際して補足が必要な 場合や、審査中における審査担当者へ のコメントなどにご活用ください。 「次へ」をクリックすると、入力内容の確認画面に移 戻る 一時保存 次へ(入力内容の確認) 行します。確認後、最下段の「申請を行う」をクリッ クすることで申請作業は終了となります。 下記の「申込完了画面」が表示されたことをお確かめ ください。 画面にアラートが表示される場合は、必須事項入力の 不備等が考えられます。再入力後、改めて「次へ」を クリックしてください。 申請メニュー > (運営費)助成申込の完了 企業主導型保育事業(運営費)助成申込の完了 企業主導型保育事業(運営費)助成の申込が完了しました。

メニューヘ

(別紙2) 定員・賃借料加算変更申請の手続き



1、必要書類

「(運営費)定員・賃借料加算変更申請作成・編集」の添付欄に、次の書類をアップロードしてください。

<総定員を変更する場合>

初回申請時に必要な書類

(1) 定員増員の理由書(様式任意)

恒常的な保育需要の変化など定員の変更が必要となる理由を記載した理由書を提出願います。 理由書には、法人名・住所・保育施設名・書類作成日・定員数の変更月日・変更前後の定員数 を記載し、法人印の捺印をお願いします。

- (2) 建築関係の書類
- ○工事を行う又は新たに部屋を借りる場合
 - ①平面図、立面図、配置図
 - ※避難ルートや採光換気関連など法令関連が整理されたもの、工事を行う場合は既存及び計画図 面
 - ※平面図には乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊戯場等の実面積、及び必要面積 (□歳児△人×○.○㎡=○○㎡)の記載をお願いします。
 - ②対象となる部屋の写真(4面)
 - ※工事後の写真の提出を必須としていますが、状況によっては工事前の写真を求める場合があります。
 - ③既存部分を含めた有効面積算定図・算定表
 - ④建築整備内容の法令・基準チェックシート1 (適宜)、同チェックシート2 (必須) その他、状況調査確認事項チェックシート、求積図、法規確認資料など他にも必要に応じ適宜 提出書類を求める場合があります。尚、既存建物が建築基準法に適合している前提となります。
- ○工事を行わない場合
 - ①平面図(必須)、立面図及び配置図(適宜)
 - ※避難ルートや採光換気関連など法令関連が整理されたもの
 - ※平面図には乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊戯場等の実面積、及び必要面積 (□歳児△人×○.○㎡=○○㎡)の記載をお願いします。
 - ②対象となる部屋の写真(4面)
 - ③既存部分を含めた有効面積算定図・算定表
 - ④建築整備内容の法令・基準チェックシート1、同チェックシート2(必須) その他、状況調査確認事項チェックシート、求積図、法規確認資料など他にも必要に応じ適宜 提出書類を求める場合があります。尚、既存建物が建築基準法に適合している前提となります。



図面審査完了後の申請時に必要な書類

定員の変更を証する書類(次のア・イ・ウのいずれか)

- ア 児童福祉法第59条の2第2項に基づき都道府県に届け出た書類 (都道府県が定員変更の届出を受け付けている場合)
- イ 都道府県に提出している運営状況報告(変更後の定員の記載があるもの)
- ウ 上記のいずれの書類もない場合にはその旨を記載した理由書(様式は(1)を参照) (「都道府県が受け付けていない」「次回の運営状況報告で定員の変更を行う」等)
 - ※ウの場合は、次回の運営状況報告(児童福祉法第59条の2の5)を都道府県等に 提出した後に、運営費の月次報告にその写しをアップロードしてください。

<賃借料加算(月額)を変更する場合>

(1) 賃借料変更の理由書(様式任意)

新に保育室を追加で借りるなど賃借料の変更が必要となる理由を記載した理由書を提出願います。理由書には、法人名・住所・保育施設名・書類作成日・賃借料の変更月日・変更前後の賃借料を記載し、法人印の捺印をお願いします。

- (2) 賃借料の変更を証する書類(賃貸借契約書等)
- (3) 建築関係の書類(新たに部屋を借りた場合等)
- ○児童が使用する場合(保育室等)
 - ①平面図、立面図、配置図
 - ※避難ルートや採光換気関連など法令関連が整理されたもの、工事を行う場合は既存及び計画 図面
 - ※平面図には乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊戯場等の実面積、及び必要面積 (□歳児△人×○.○㎡=○○㎡)の記載をお願いします。
 - ②対象となる部屋の写真(4面)
 - ③既存部分を含めた有効面積算定図・算定表
 - ④建築整備内容の法令・基準チェックシート1(適宜)、同チェックシート2(必須) その他、状況調査確認事項チェックシート、求積図、法規確認資料など他にも必要に応じ適 宜提出書類を求める場合がございます。尚、既存建物が建築基準法に適合している前提とな ります。
- ○児童が使用しない場合(事務室等)
 - ①平面図
 - ※部屋の用途、乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊戯場等の実面積、及び必要面積 (□歳児△人×○.○㎡=○○㎡)の記載をお願いします。

2、定員・賃借料加算変更申請手続き方法



企業主導型保育事業



パスワード変更ログアウト (運営費) 定員・賃借料加算変更申請作成・編集

申請メニュー > (運営費)定員変更申請作成・編集

企業主導型保育事業



「法人」「事業所」「保育施設」 「担当者」などは自動入力(修正 はできません)





事業類型3 (空き定員) は、施設 の空き定員部分の活用が前提であ ることから、原則として定員増の 承認は行っていません。

定員変更月 ※値

3.現 1歳界 Zm児 3歳児 4歳児 5歳児 合計
施設定員数 ※値

うち増加枠 ※値

定員変更の開始月を半角数字で入 力 (1~12)

各年齢ごとの新定員数を半角数字 で入力

①定員数(各月初日の定員数)

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計
定員数

1、2歳児

3歳児

4歳以上児

うち増加枠(*2)

乳児

1、2歳児

3歳児

4歳以上児

うち従業員枠(*3)

新定員に対する「従業員枠」を入力(定員数の50%以上になるように入力してください)。

(*2)助成要領第1の1.(2)により実施する場合に、その増加定員数を記載すること。

(*3)定員のうち、従業員枠に該当する定員数を記載すること。

※付書類名アップロード■ ファイル選択…■ ファイル選択…■ ファイル選択…

事業類型 2 (定員増) の場合は 「増加定員数」を入力する(事業 類型 2 の「増加分」は、今回の定 員増分のみではなく、過去申請分 の定員増と合算した値を入力して ください。

賃貸借契約書の添付が必要です (加算の対象となるのは保育施設 部分の賃借料のみで、駐車場代や 共益費などは含みません)

※税込みでご入力ください。

行追



【添付書類】

<総定員を変更する場合>

初回申請時に必要な書類

(1) 定員増員の理由書(様式任意)

恒常的な保育需要の変化など定員の変更が必要となる理由を記載した理由書を提出願います。 理由書には、法人名・住所・保育施設名・書類作成日・定員数の変更月日・変更前後の定員数 を記載し、法人印の捺印をお願いします。

- (2) 建築関係の書類
- ○工事を行う又は新たに部屋を借りる場合
 - ①平面図、立面図、配置図

※避難ルートや採光換気関連など法令関連が整理されたもの、工事を行う場合は既存及び計画図面 ※平面図には乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊戲場等の実面積、及び必要面積 (□歳児△人×○.○m²=○○m²) の記載をお願いします。

②対象となる部屋の写真(4面)

※工事後の写真の提出を必須としていますが、状況によっては工事前の写真を求める場合があります。

③既存部分を含めた有効面積算定図・算定表

②建築整備内容の法令・基準チェックシート1 (適宜)、同チェックシート2 (必須) その他、状況調査確認事項チェックシート、求積図、法規確認資料など他にも必要に応じ適宜 提出書類を求める場合があります。尚、既存建物が建築基準法に適合している前提となります。

○丁事を行わかい場合

①平面図 (必須)、立面図及び配置図 (適宜) ※避難ルートや採光換気関連など法令関連が整理されたもの

※平面図には乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊戯場等の実面積、及び必要面積 (□歳児△人×○.○㎡=○○㎡)の記載をお願いします。

- ②対象となる部屋の写真(4面)
- ③既存部分を含めた有効面積算定図・算定表

②秋代市のルでロッパー日の間はおたは、 オーム、 ①建築整備内容の法令・基準チェックシート1、同チェックシート2 (必須) その他、状況調査確認事項チェックシート、求積図、法規確認資料など他にも必要に応じ適宜 提出書類を求める場合があります。尚、既存建物が建築基準法に適合している前提となります。

図面審査完了後の申請時に必要な書類

定員の変更を証する書類 (次のア・イ・ウのいずれか)

ア 児童福祉法第59条の2第2項に基づき都道府県に届け出た書類

(都道府県が定員変更の届出を受け付けている場合)

- イ 都道府県に提出している運営状況報告 (変更後の定員の記載があるもの)
- ウ 上記のいずれの書類もない場合にはその旨を記載した理由書(様式は(1)を参照)
 - (「都道府県が受け付けていない」「次回の運営状況報告で定員の変更を行う」等)

※ウの場合は、次回の運営状況報告(児童福祉法第59条の2の5)を都道府県等に 提出した後に、運営費の月次報告にその写しをアップロードしてください。

<賃借料加算(月額)を変更する場合>

(1) 賃借料変更の理由書 (様式任意)

新に保育室を追加で借りるなど賃借料の変更が必要となる理由を記載した理由書を提出願います。 理由書には、法人名・住所・保育施設名・書類作成日・賃借料の変更月日・変更前後の賃借料を記載し、 法人印の捺印をお願いします。

- (2) 賃借料の変更を証する書類 (賃貸借契約書等)
- (3) 建築関係の書類 (新たに部屋を借りた場合等)
 - ○児童が使用する場合(保育室等)
 - ①平面図、立面図、配置図

※避難ルートや採光換気関連など法令関連が整理されたもの、工事を行う場合は既存及び計画図面 ※平面図には乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊戯場等の実面積、及び必要面積 (□歳児△人×○.○㎡=○○㎡)の記載をお願いします。

②対象となる部屋の写真 (4面)

③既存部分を含めた有効而積算定図・算定表

④建築整備内容の法令・基準チェックシート1 (適宜) 、同チェックシート2 (必須) その他、状況調査確認事項チェックシート、求積図、法規確認資料など他にも必要に応じ適 宜提出書類を求める場合がございます。尚、既存建物が建築基準法に適合している前提とな ります

○児童が使用しない場合(事務室等)

①平面図

備考(3,000文字以内)

※部屋の用途、乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊戯場等の実面積、及び必要面積 (□歳児△人×○. ○㎡=○○㎡)の記載をお願いします。

次へ(入力内容の確認) 戻る 一時保存

「次へ」をクリックすると、入力 内容の確認画面に移行。確認後、 最下段の「申請を行う」をクリッ クすることで申請作業は終了(画 面にアラートが表示される場合 は、必須事項入力の不備等が考え られます。再入力後、改めて「次 へ」をクリックしてください)。